

議長諮問 検討項目一覧
(議員改選等を契機とした議会基本条例に基づく議会運営に関する検討)

大分類	検討項目	提案内容	提案会派	
試行・実施されている運用方法の整理	電子機器の使用	・予算・決算特別委員会等について、電子機器使用の試行実施を本格導入する。 ・本会議について、電子機器の使用を試行実施する。	自民 公明	
		・本会議、委員会等における電子機器の使用を可能にする。	立憲	
		・本会議における電子機器の使用を可能にする。	維新	
	予算・決算特別委員会の発言持時間	・R4年度限りとしていた特別委員会における非交渉会派・無所属議員の年間プール制の運用を整理する。 ・非交渉会派・無所属議員の持ち時間を、本会議同様年間プール制とする。(令和4年度限りで運用された年間プール制を恒常的なルールとする。)	自民 太田 井上	
		本会議における市会説明員の出席のあり方	・平成17年9月26日の市会運営委員会決定について、実態も踏まえ運用を整理する。	自民
	中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法	・常任委員会での報告は経済局等の主要な局において実施することとする。	公明	
省エネルギー対策への市会の対応	・5/1～10/31となっているクールビズ期間を撤廃し、1年を通して会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。	立憲		
地方自治法改正への対応	市会DXの推進(議会における手続きのオンライン化)	・地方自治法の一部改正を踏まえ、議会における手続きのオンライン化を進める。(請願・陳情書の提出、意見書の国等への提出、政務活動費収支報告書の提出)	自民 立憲	
第3章 (議会運営)	会期長期化・通年議会の導入検討	・本会議、委員会ともに十分な審査日程を確保するため、会期を現状よりも長く設定する。または通年議会を検討する。	太田 井上	
	本会議における発言時間・方式等	質問時間(本会議日数)	・一般質問及び予算関連質疑を2日以上とする。	立憲
			・一般質問の日数を増やす。	維新
			・一般質問を個人質問とし、3日以上とする。	共産
			・議案関連質疑を3日間とする。	共産
		・本会議の日数を増やす。 ・議員一人当たりの質問時間を拡大する。	太田 井上	
	会派基礎時間	・予算代表質疑及び予算関連質疑の時間を、会派基礎時間(20分程度)+所属人数とし、少数会派の発言時間を保障する。 ・会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。	共産 太田 井上	
		質疑・質問方式	・一問一答方式を選択できるようにする。	立憲 共産
	・一般質問に一問一答方式を導入する。		維新	
	・一問一答方式を導入する。(選択制も検討)		民主	
・質問回数制限を見直し、一問一答方式を選択できるようにする。	太田 井上			
再質問における自席発言	・再質問は自席でマイク等を用いて発言する。	民主		
本会議におけるモニター・スクリーンの活用	・本会議場正面のスクリーン及び左右のモニターについて、採決時以外の活用を検討する。(残時間の表示等) ・傍聴席から議会の様子が見やすくなるような活用方法を検討する。(議員席側もモニターに映す等)	民主		
議案発送の前倒し	・議案の発送日を早める。	共産		

大分類	検討項目	提案内容	提案会派	
第3章 (議会運営)	常任・特別委員会	・常任及び特別委員会の構成見直しを進める。	太田井上	
		・恒常的な特別委員会を極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。	民主	
		・福祉・こども・教育などを中心とする特別委員会の新設を検討する。	太田井上	
		・特別委員会の委員は1年交代ではなく複数年所属とする。	太田井上	
	議会のオンライン開催・出席	・公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由による場合は本会議・委員会等へオンラインでの出席を可能とする。	立憲	
		・育児や介護等制約がある際の委員会におけるオンライン出席を可能にする。	維新	
		・常任、特別、運営委員会におけるオンライン開催・出席を検討し、本会議への対象範囲の拡大を検討する。	民主	
	議員間討議	・委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派に対して質疑を行い、議員もしくは会派がこれに答弁することを可能にする。	立憲	
		・特別委員会における議員間討議を活発化する。	民主	
	少数会派の委員会における発言機会	・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認める。	共産	
	請願・陳情者の意見陳述	・請願・陳情提出者の意見陳述を認める。	共産 太田井上	
	陳情の取り扱い	・付託・付託外に分けず全ての陳情を審査する。 ・審査した陳情は本会議の議決対象に加える。	共産	
	陳情の委員会付託	・全ての陳情を委員会付託とする。	太田	
市会運営委員会理事会の議事録作成	・市会運営委員会理事会の議事録を作成する。	太田井上		
交渉会派制度のあり方	・交渉会派制度のあり方を見直す。	太田井上		
本会議場への飲料の持ち込み	・本会議場への飲料の持ち込みを可能とする。	立憲		
第4章 (市民と議会)	傍聴環境	・過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を作成する。 ・傍聴席から議員席を見えやすくする。 ・親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。 ・傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。 ・規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。	太田井上	
		週末・夜間議会の開催	・週末及び夜間議会を開催する。	太田井上
		市民報告会・対話集会の開催	・議会として市民への報告会や対話集会を開催する。	太田井上
		市会HPの改善	・請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。 ・「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報をわかりやすくする。 ・日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリンクを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにする。	太田井上
	録画中継における字幕放映	・録画放映について、字幕を採用する。	維新	
	市会の広報・広聴のあり方	・視覚や聴覚等の障害のある市民や外国にルーツのある市民への広報・広聴をより充実させる。	自民	

大分類	検討項目	提案内容	提案会派
第4章 (市民と議会)	議会活動の広報	・アトリウムモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。	民主
	市会広報における非交渉会派・無所属議員の参加機会	・TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉会派・無所属議員も交代で出席可能にするなど参加機会を確保する。	太田井上
	YouTubeでの市会中継・録画配信	・YouTubeでの市会中継・録画配信を行う。	太田井上
	委員会資料のネット中継開始前の公開	・インターネット中継開始前に委員会資料を公開し、資料を見ながらの視聴を可能にする。	太田井上
	請願審査に関する賛否の議会だよりへの掲載	・請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。	太田井上
第7章 (議会 の 体制整備)	ペーパーレス化の推進	・あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。	民主
	区づくり推進横浜市議員会議	・区づくり推進横浜市議員会議(以下「区づくり」という)を傍聴やウェブサイトで公開する。	民主
		・区づくりを特別委員会等の枠組みで設置する。 ・区づくりを傍聴とネット中継の対象とする。	太田井上
	市会と大学等の連携強化	・市内にある28の大学の大学生や、市立高校生のインターンシップを受け入れる。	自民
	学識経験を有するもの等による専門的事項に係る調査	・学識経験を有する者等による調査機関を設置し、広く世界の地方議会の制度を調査する。 ・世界の地方議会制度に関する研修会を2年に1回程度開催する。	立憲
	海外視察・行政視察	・海外視察は政務活動費で行い、視察の全行程と領収書を公開する。 ・現行の政務活動費とは別の公費による海外視察を廃止する。	共産
・行政視察の会計報告もHPなどで公開する。		共産	
・海外視察、委員会による行政視察を含め、費用や回数などあり方を見直す。		太田井上	
第8章 (政治倫理等)	議員き章(略章)	・略章については、4年ごとの全員配付ではなく希望者のみに配付とする。 ・略章について、マグネット型等(希望者のみ)を作成する。	自民
	議員定数の削減	・議員定数86人をさらに削減する。	維新
	費用弁償	・議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、より実態に即した形で支給する。	公明
		・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。	維新
		・費用弁償廃止を念頭にした見直しを検討する。	共産
	議員報酬の削減	・議員歳費の2割削減を進める。	維新
	議員報酬と政務活動費の削減に向けた検討	・議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。	共産
政務活動費のあり方	①収支報告書だけではなく、領収書も市会HPで公開する。 ②食糧費を原則廃止する。 ③タクシー利用と駐車場(コインパーキング等)利用については、利用議員名、目的、タクシー利用理由を記載したものに限定する。 ④事務所費について、議員の親族に対する賃料と議員が経営する法人が所有する建物の賃料については対象外とする。 ⑤市外視察において、グリーン車使用を禁じ、利用飛行機はエコノミークラスとする。 ⑥議長への提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書(写し)、調査委託など各種契約書(写し)、調査委託の成果物を加え、①と同様に公開する。	共産	

電子機器の使用

1 提案内容（提案会派）

- 予算・決算特別委員会等について、電子機器使用の試行実施を本格導入する。本会議について、電子機器の使用を試行実施する。（自民・公明）
- 本会議、委員会等における電子機器の使用を可能にする。（立憲）
- 本会議における電子機器の使用を可能にする。（維新）

2 現行・前提条件

【令和2年4月28日市会運営委員会決定（要旨）】

- 議論の充実を図るため、議案等の審議・審査に必要な場合に限り、関係資料等のデータファイルを保存している各自の電子機器で、インターネット接続も含め、使用を認める。
- 対象者は、議員・当局・議会局とする。
- 対象機器は、パソコン・タブレット端末とする。
- 対象会議は、常任委員会・特別委員会・運営委員会とする。
- 電子機器の使用の目的に鑑み、使用の範囲（情報の閲覧やメモ等）や禁止事項（音を発生させること、録音・録画、SNSへの投稿等）を設ける。
- 委員長の措置として、委員会等の会議に秘密保持や必要があると認めるとき又は使用者に禁止事項や会議の妨害を認めた場合は、電子機器の使用を停止させることができる。

【令和4年9月5日市会運営委員会決定（要旨）】

- 横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審査の充実を図るため、予算・決算特別委員会等（全員構成の特別委員会及び全員協議会を含む）における電子機器の使用について、令和4年第3回市会定例会から試行実施を始める。（本格導入については、令和5年の議員改選以降に検討する。）

〔試行実施の内容〕

- ・ 従来どおり、審査に必要な場合に限り、電子機器の使用を認める。
- ・ 対象者は、議員・当局・議会局とする。
- ・ 委員会資料（当日席上配付）は従来どおり紙で配付する。

- ・横浜市会デジタルキャビネットにおいて、次のデータを閲覧できるようにする。
 - ▶事前に配付している予算・決算特別委員会に関する資料
(局別説明書、事務事業説明資料 等)
 - ※ 紙での配付が不要な方は、各会派でとりまとめの上、事前に議会局に申請する。
《参考》紙不要申請者数 R3 決:24/85→R5 予:34/85→R4 決:46/86
 - ▶質問者が使用する図・表・写真等の資料(スライド) <閲覧のみ>

3 運用・対応案

- 予算・決算特別委員会等(全員構成の特別委員会及び全員協議会を含む)において、電子機器の使用を本格導入する。本格導入の内容は試行実施の内容と同様とする。
- 横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審議の充実を図るため、本会議において、電子機器の使用を令和6年第1回市会定例会から試行実施を始める。
[試行実施の内容]
 - ・委員会における電子機器の使用と同様に、審議に必要な場合に限り、電子機器の使用を認める。
 - ・対象者は、議員・当局・議会局とする。
 - ・対象機器、使用のルール及び議長の措置は令和2年4月28日の市会運営委員会決定を準用する。
 - ・当日席上配付する本会議資料は、従来どおり紙で配付する。
 - ・横浜市会デジタルキャビネットにおいて、本会議資料(事前配付資料及び当日席上配付資料)を閲覧できるようにする。
 - ※事前配付資料(議案書、諸般の報告、議事日程等)について、紙での配付が不要な方は、各会派でとりまとめの上、事前に議会局に申請する。
- 本会議における電子機器使用の本格導入については、「第7章 議会の体制整備」の検討項目である「ペーパーレス化の推進」の協議の際に合わせて検討する。
- ※ 緊急時の連絡体制確保や災害等の非常時の連絡・情報収集手段の確保の観点から、携帯電話(スマートフォンを含む)の本会議・委員会等の場への持込は禁止としないが、会議中の使用は禁止する。

予算・決算特別委員会の発言持時間

1 提案内容（提案会派）

- 令和4年度限りとしていた特別委員会における非交渉会派・無所属議員の年間プール制の運用を整理する。（自民）
- 非交渉会派・無所属議員の持時間を、本会議同様年間プール制とする。（令和4年度限りで運用された年間プール制を恒常的なルールとする。）（太田・井上）

2 現行・前提条件

【市会運営委員会申し合わせ・確認事項（要旨）】

- 予算・決算特別委員会では、1日単位の会派持時間制とする。
- 会派持時間は、以下の算出方法により、議員1人当たりの持時間を算出し、会派所属議員数を掛け合わせて、1日当たりの会派持時間を算出する。

[算出方法]

1日の会議時間(435分)－休憩時間(90分)＝審査時間(345分)

審査時間(345分)＝発言充当時間(190分)＋答弁時間(155分)

※質問：答弁＝55：45

発言充当時間(190分)÷現在議員数(86人)≒2.21分(議員1人当たり)

- 非交渉会派・無所属議員の発言持時間は、以下の運用方法としている。

[運用方法]

<非交渉会派・無所属議員>

- ・ 総合審査及び局別審査の発言時間を合計した時間を予算又は決算特別委員会における持時間とする。
- ・ 1日の発言時間は、交渉会派の最少人数(5人)の発言持時間(11分)を越えない範囲とし、発言通告時に申告する。なお、発言後に残時間が生じても次の日以降に繰り越さない。

<非交渉会派>

- ・ 局別審査持時間＝ $\frac{\text{合計持時間} - \text{総合審査申告時間}}{2}$ ※端数切捨

【令和4年5月12日市会運営委員会決定】

- 令和4年度は予算・決算特別委員会に加え、財政ビジョン及び中期計画を審査する全議員構成の特別委員会がそれぞれ設置される予定であることから、当該年度に限り非交渉会派・無所属議員の特別委員会における発言時間を年間持時間制により運用する。

3 運用・対応案

- 予算・決算特別委員会の発言持時間は、現行どおり 1 日単位の会派持時間制とし、会派持時間の算出方法も現行どおりとする。
- 非交渉会派・無所属議員の発言持時間の運用方法は、年間持時間制とし、本会議と同様の運用方法とする。
[運用方法]
＜非交渉会派・無所属議員＞
 - ・ 第 2 回市会定例会から翌年の第 1 回市会定例会までにおける予算・決算特別委員会の総合審査及び局別審査の発言時間を合計した時間を年間持時間とする。
 - ・ 1 日の発言時間に係る取扱い（発言時間の申告制、上限、残時間を繰り越さない）は現行どおりとする。＜非交渉会派＞
 - ・ 局別審査持時間も現行と同様（以下のとおり）とする。
$$\text{局別審査持時間} = (\text{年間持時間の残時間} - \text{総合審査申告時間}) \div 2$$
※端数切捨
 - ・ 局別審査終了後、局別審査持時間の残時間の合計に端数切捨とした場合の当該端数を加えた時間を年間持時間の残時間とする。
- 予算・決算特別委員会のほかに全議員構成等で発言持時間制を採用する特別委員会が設置され、市長が出席する審査において非交渉会派・無所属議員が質問を行う場合は、当該質問における持時間に、予算・決算特別委員会の年間持時間のうち総合審査で使用可能な持時間の残時間を加えて運用することを基本に、当該特別委員会の審査方法に関する協議の中で具体的な取扱いについて協議する。
- 施行日は令和 6 年 4 月 1 日とする。

本会議における市会説明員の出席のあり方

1 提案内容（提案会派）

- 平成17年9月26日の市会運営委員会決定について、実態も踏まえ運用を整理する。（自民）

2 現行・前提条件

- 市会説明員の本会議等への出席のあり方について平成17年の市会運営委員会において協議され、これまで以上に自主的かつ効率的な開催方法を検討する必要があるとの認識から、市会説明員の本会議出席に関する以下の事項が決定された。

【平成17年9月26日市会運営委員会決定（抜粋）】

1 市会説明員の本会議出席

市長等の発言（説明）が予定されておらず、議会運営上特に出席を求めなくてもないと認められるときは、市長等には待機を願い、議場への出席を求めない又は退席を願う取扱とする。

2 出席を求めない場合の例

- (1) 第2回定例会の役員改選（正副議長の改選が行われる場合は除く）
- (2) 市・区選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙（選挙管理委員会委員長は出席）
- (3) その他

- 平成17年の市会運営委員会で決定された「出席を求めない場合の例」に該当する場合であっても、平成22年以降は原則、市長以下全ての市会説明員が本会議に出席している。

- 市長等の市会説明員は、地方自治法及び横浜市会会議規則の規定による議長からの出席要求に基づき、本会議に出席している。

【地方自治法第121条第1項（抜粋）】

普通地方公共団体の長、（中略）その他法律に基づく委員会の代表者（中略）並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。
（以下略）

【横浜市会会議規則第42条（抜粋）】

地方自治法第121条（中略）の規定により市長等が説明のため、市会に出席する者を委任または囑託したときは、すみやかに、議長に通知しなければならない。

2 議長は、前項の者に対し、出席者をあらかじめ要求することができる。

- 市長等の市会説明員全員を本会議出席者とし議員任期中の本会議へ出席要求することを、議員改選後の最初の市会運営委員会において確認した上で、議長から市長等に対し出席要求している。
- 地方自治法に違法な議決・選挙に関する再議・再選挙の規定がある。
【地方自治法第176条第4項】
普通地方公共団体の議会の議決又は選挙がその権限を超え又は法令若しくは会議規則に違反すると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付し又は再選挙を行わせなければならない。

3 運用・対応案

- 平成17年9月26日の市会運営委員会決定の趣旨に基づき、当日の本会議の議事を踏まえた上で、議会運営上特に出席を求めるまでもないと認められるときは、市長等には待機を願い、議場への出席を求めない又は退席を願う取扱(以下「市長等の出席を求めない等の取扱」という。)とする。
- 平成17年の市会運営委員会決定における「出席を求めない場合の例」であっても、違法な議決・選挙の有無の認定のため、市会運営委員会の出席理事者である副市長並びに総務局長、総務局副局長及び総務局総務課長(以下「副市長等」という。)の出席を要求する。
- 「出席を求めない場合の例」の具体的な運用方法は以下のとおりとする。
 - (1) 第2回定例会の役員改選
 - ・ 監査委員選任の議案(市長提出議案)があることから、原則市長等の出席を求める。
 - ・ 投票選挙が長時間に及ぶことが想定される場合は、副市長等のみ出席を求め、市長等の出席を求めない等の取扱とする。
 - (2) 市・区選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
 - ・ 選挙の方法が投票の場合、副市長等並びに選挙管理委員会委員長及び同事務局長のみ出席を求め、市長等の出席を求めない等の取扱とする。
 - (3) その他
 - ・ (1)及び(2)により出席を求めない場合で、連続する他の議題で議会運営上特に出席を求めるまでもないと認められるときは、市長等の出席を求めない等の取扱とする。
 - ・ その他議会運営上特に出席を求めると認められるときは、市長等の出席を求めない等の取扱とする。
- 市長等の出席を求めない等の取扱とする場合は、当日の本会議の議事を踏まえ、その都度市会運営委員会で決定する。

中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法

1 提案内容（提案会派）

- 常任委員会での報告は経済局等の主要な局において実施することとする。
(公明)

2 現行・前提条件

- 現行の議会日程及び議会の審議・審査状況を踏まえ、第3回市会定例会における各年度事業決算にあわせ、中小企業振興施策の取組状況を報告する。【平成23年9月1日 市会運営委員会決定】
[中小企業振興施策の取組状況報告の取扱い]
 - ・ 第3回市会定例会の本会議2日目（一般質問）の日に報告書を席上配付の上、諸般の報告として報告する。
 - ・ 常任委員会において各局より所管部分を報告する。
 経済局：報告書全般、中小企業振興施策の実施状況
 財政局：発注状況、受注機会増大に向けた取組
 政策局：PFI、指定管理者の参入状況など
 その他の局等：所管に係る部分
 - ・ 決算特別委員会においても、決算年度事業を中心に中小企業振興施策に関する質疑を通告により行う。
- 市内中小企業者の受注機会増大に対する意識は各区局において定着しており、最初に報告された平成22年度実績と比較して市内中小企業者への発注は増加している。
(H22実績：件数78.7%・金額73.3% → R4実績：件数91.8%・金額77.8%)
- 各常任委員会での質疑状況は、最初に報告された平成23年と比べ減少している。(H23：18/25局・100問 → R5：7/27局・31問)

3 運用・対応案

- 引き続き第3回市会定例会の本会議2日目（一般質問）の日に諸般の報告として報告を行う。また、全市的な課題に対する議論を集中的に行えるよう、常任委員会での報告は主要となる3局（経済局・財政局・政策局）を中心とし、その他の局については契約実績（契約件数・契約金額・構成比率）に大きな変化があった場合などには、必要に応じて報告する。
※報告書は本会議席上配付とせず、横浜市会デジタルキャビネット上で配付する。

議長諮問事項に関する協議結果

■ 試行・実施されている運用方法の整理

項 目	協議結果(令和6年1月10日運営理事会)
・電子機器の使用	(多数意見) ・運用・対応案のとおりとすること。 (少数意見) ・携帯電話の持込を禁止とすること。
・予算・決算特別委員会の発言持時間	(全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること。
・本会議における市会説明員の出席のあり方	(全会一致) ・運用・対応案のとおりとすること。
・中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法	(多数意見) ・運用・対応案のとおりとすること。 (少数意見) ・現行どおりとすること。

※省エネルギー対策への市会の対応：理事会継続協議